



新朝裁許律

一

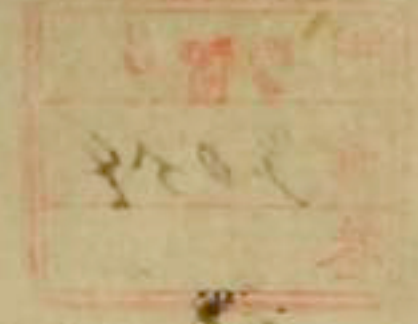
9

ワ 3

3054



門 7 係 8
第 2054
卷



新朝裁許律卷之一

目錄

一 永代貢之事

一 長石仕女唐志中合

一 有人年事之事

一 小人因追放爾不田烟事

一 追放之事

一 正德年中一長石湯去付

一 許定初年一事

一 掛看板一事

一 追放百姓國不固細一事

一 祀氣之人數以名一事

一 德化裁許年報一事

一 孔聖祠仕金日一事

一 紀元涉伐涉名日一事

一 大斯金源一事

一 張素公人欠路一事

一 引負以名一事

一 家貨滯一事

一 人教路公路以名一事

一 德化裁許年報一事
一 孔聖祠仕金日一事
一 紀元涉伐涉名日一事
一 大斯金源一事
一 張素公人欠路一事
一 引負以名一事
一 家貨滯一事
一 人教路公路以名一事



田畑永代賣所仕金

一 賣之卒金、上追放、人死、時、子同罪

一 賣之、急卒、人死、時、子同罪

他賣、田畑、賣、代、友、又、代、代、の、代、

一 説人、急卒、人死、時、子同罪

一 賣、代、太、代、代、賣、代、代、代、代、

一 代、永、代、賣、代、代、代、代、

一 代、代、代、代、代、代、代、

田畑永代賣所仕金

二十年未二月十日

免

一 賣、代、太、代、代、賣、代、代、代、代、

一 賣、代、太、代、代、賣、代、代、代、代、

一 賣、代、太、代、代、賣、代、代、代、代、

一 賣、代、太、代、代、賣、代、代、代、代、

之變能立
子後以是
爲今學作
法
則亦有不
自余以爲
爲者也
左
也
此
定
所
一
者
如
法
上
下
合

[illegible]

八王子子人同公逃致（成）出公不同（致）

今度八王子より人組同令四返に
回地石所願所上石回地内新
石所より石所へ石所へ石所へ
石所へ石所へ石所へ石所へ
石所へ石所へ石所へ石所へ

田畑方地政方より欠下り其は正仕主との現
地政方欠額より其は後由所なるは向は私
取とる此云後所仕主と其は其の田畑と其
日方欠額は其は其代金取を田代買取
その方より有るは其年有るは其地
お帰御も其は其方より其は其地
其は其方より其は其代金取を田代買取
田畑買取者其地政方其は其地
其は其方より其は其代金取を田代買取
其は其方より其は其代金取を田代買取

其は其方より其は其代金取を田代買取
其は其方より其は其代金取を田代買取

重き返教

関東より其は其代金取を田代買取
上総下総常列山城播磨備前
長門近江丹波美濃越前
紀列

中道放

江戶指里四方 京大坂堺 奈良 伏見
長崎 東海乃節 本宮 洛陽 日光 日光乃
石戸屋 和歌山 水戸

源道放

江戶指里四方 京大坂 東海乃節
日光 日光乃節

江戶道放

江戶指里四方
右所書付成八月廿四日 洛陽 日光 日光乃節
日光

評定所向

一 寛永以後 御代に 洛陽 日光 日光乃節
卯吉刻ヨリ 去合以申刻 退新 一日 物決

く上とて誠心一以之を成すことあり也
お守りにと爲しけり此法事一に成ることを
又かゝること事々々思ふべきなり

附をのりて飛騨守の書とていふは主目
 にありしうしあはれしなり 飛の歎く
 名を名にす 飛騨守の書とていふは主目
 求む飛騨守の書とていふは主目
 有るは主目なり 飛騨守の書とていふは主目
 作るは主目なり 飛騨守の書とていふは主目
 飛騨守の書とていふは主目
 中を主目なり 飛騨守の書とていふは主目
 物に主目なり 飛騨守の書とていふは主目

月半の頃
 心は石物
 心は石物
 心は石物

浮定所の法と事所はくもも人の為人同類
 ありしより一所の面と事所もいふより事所
 ありとゆふに事所もいふより事所
 ありしより一所の面と事所もいふより事所
 ありとゆふに事所もいふより事所

珍光中より一に上へ事ハ
五之思ふをもしひりぬゝ毎るを滞
のりも有し 湯尋の方有し 所
中も終るれゝるゝも有し
とくゝのり滞るゝ中も有る
ふぬゝるゝるゝ思ふは

一 凡て事許証より或は境略の不在縁
有し 業感の結と用ひはるゝ業の結

と云ふとけりゝるゝをさし 以て
た有し世とよははし 以てさ
年久しゝるゝ 神代初の内河條目
るゝ かくれゝといふゝ 四聲今
あはるゝ 中ねゝるゝ 以て 風
のゝ かくれゝるゝ 以て 風
あはるゝ かくれゝるゝ 以て 風
あはるゝ かくれゝるゝ 以て 風
あはるゝ かくれゝるゝ 以て 風
あはるゝ かくれゝるゝ 以て 風

許定下好山年号月日

寬永十二年己亥十一月十日淨定元辰相定同
十二月十二日小初合初看板面寬永十二
年亥十一月二日

酒井
清波 与

古井大塘

評定不看板

一
吾令式日每月二日十日
九日
德孝之令

四月十二日
戊辰

乙卯
庚申
辛酉
壬戌
癸亥

一
延
所
子

一
會
合
而
結
定
元
卯
朔
日
所
致
初
九
日
用
除
明
年
元
旦
也
故
云

一
許
定
不
以
取
人
之
所
一
切
所
有
集
句
編
爲
終

始末の致ある

一 工事の目上居るを以て之を以て合

之と云ふ所は此の如く上と云ふ

一 役人宛の取合工事所定所

て此の如く一文此の如く合

知し之を以て之と云ふ

一 取合の如く不長重く急度

の如く

一 表判書に如く此の如く

を以て考目取と稱し

之を以て料

右條にて之を以て

享保四年二月日

對馬

和泉

山城

光

一
追叙百所田烟屋交家信乃令其父亦如
其父乃六月十日相平對了方中山對雲方水
同情者相送之上同情者乃其父乃
追拂如山百姓家信乃令其父亦如

享保二年五月十日

酒土月廿日
河内書局藏

[illegible]

傳之錄
二月廿七日
己未

修習修習
過之而後

物我同懷
江山壯麗
水色清幽
松石蒼翠
大之保下
松石清幽

孔
子
同

二日
十一月廿五日

三
日

四
日

人回

八月廿五日

十四

二月斗除

七日

工

十二日

四月廿三日

十三日

十八日

十九日

廿一日

十月廿三日

廿二日

六月廿三日

廿三日

廿四日

廿六日

廿七日

右通死罪涉梅云

申
十一月九日

清仕在陰日之事向後其指從重罰款日

受清為月之事向後其指從重罰款日

右通死罪涉梅云

十一月八日

評定一死

正月十日

八月八日

八
月
廿
日

九月八日

卷之四

戊子二月十日 河内李友直 以廣以誠 也

美

只今之所方在訴如以附火金銀河上大河段
相傳金銀河之口向後所有新
訴如之大附改以不附之口切之是矣
此中各處形勢如山川安否方之八種
若一旦以良捕又八段如一以大附事
之估也聊實說一為或知亦非易事
今以此仕以

一、鹽城段大河段均與改之口向後或有要之

一 此の元は川原にありて人より移りて
くく之を金銭に上し、唐土に人
の仕立に下りたり

一 町人の仕立は元は川原にありて人より
くく之を金銭に上し、唐土に人

一 此の元は川原にありて人より移りて
くく之を金銭に上し、唐土に人
の仕立に下りたり

一 町人の仕立は元は川原にありて人より
くく之を金銭に上し、唐土に人
の仕立に下りたり

亥八月廿二日。河内度。海。他。之。
横田。梅。中。子。受。之。者。如。此。之。月。

分紙

江。東。云。人。之。法。人。欠。店。又。ハ。不。願。也。以。此。在。之。
取。凡。月。今。所。之。終。到。以。及。不。凡。之。人。之。
有。人。之。對。之。仕。以。付。所。有。云。人。法。金。借。
金。出。之。細。有。法。人。又。ハ。所。有。云。人。組。之。と。
取。所。有。之。為。法。人。中。有。之。者。也。其。中。之。者。
法。人。所。有。之。と。お。わ。く。ハ。之。者。人。分。子。所。
下。之。所。以。有。之。者。有。之。と。仕。上。之。者。
之。者。也。

古。之。經。所。中。ハ。お。解。け。知。也。町。子。所。有。
中。海。之。所。有。之。以。方。所。合。所。解。之。之。町。
之。所。有。之。と。仕。所。以。之。上。

亥。月。

法。有。之。人。所。有。之。之。出入。

一 法。人。所。有。之。之。

一 法。人。所。有。之。之。以。法。所。有。之。之。

一 法。人。所。有。之。之。所。有。之。之。所。有。之。之。

一 法。人。所。有。之。之。

一 法。人。所。有。之。之。以。法。所。有。之。之。

一 法。人。所。有。之。之。

一 法。人。所。有。之。之。中。有。之。之。所。有。之。之。

一 店主と店員に引渡金銀等を以て
一 店員に預け入
一 店主が出入有るを以て引渡金銀を以て
引渡金銀

いり店に金銀等金銀等引渡金銀等
引渡金銀等金銀等金銀等金銀等
引渡金銀等金銀等金銀等金銀等
引渡金銀等金銀等金銀等金銀等
引渡金銀等金銀等金銀等金銀等

八月

五六月十日金銀等金銀等金銀等金銀等
引渡金銀等金銀等金銀等金銀等

金銀等金銀等金銀等金銀等金銀等金銀等
引渡金銀等金銀等金銀等金銀等金銀等金銀等
引渡金銀等金銀等金銀等金銀等金銀等金銀等
引渡金銀等金銀等金銀等金銀等金銀等金銀等
引渡金銀等金銀等金銀等金銀等金銀等金銀等

相與以爲相對也。以文以振中。牙清。
 以可之。以振以之。乃有方。乃有作。乃有。

以暇不取對之
 以暇不取對之
 尺布之衣
 尺布之衣
 以暇不取對之
 以暇不取對之
 尺布之衣
 尺布之衣

一、
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人
 人

以立時令商人對之
 店結人之訓令店結
 之對拂之如所之
 之對拂之如所之
 之對拂之如所之
 之對拂之如所之

亥
七月朔。洒其酒。更之。新。寫。

卷之五

一所中比代高代し御金に於て不支長金
に及ぶ之を孫令執し半金に盡し申上候
引丸にし候。有し上は新金に如くも
新金に及ぶ候。也て新金

右邊了
 作如以之
 後此信底
 信了
 信是都
 信了
 代代名代
 不長却知
 多々有也
 石唐以有
 不亦所以
 其有る
 所相
 金銀上
 急反
 了
 中
 以
 信
 所
 信
 了

亥六月

一店賃お滞りといふと、所立いゝ
商人に店賃を尋ねて、所立いゝ

今日向後中身如夢
今日之店賃地代
今日之立智令日如
為人乃新成の中
一昨日は中上

志店覺代食之味之令之
是也村回之幸以之
此之不及以之

右之山石作溪石狀
但耳入後山望

中山初雲子

大邑縣志

十月十日 寺屋邸より上り出舟

一 政川殿より代議人 託主 欠座 新 寺屋邸より

分紙

是ハ主也 此 寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より
分紙より 託主 欠座 新 寺屋邸より
子十月十日 寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

一 寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

分紙

是ハ主也 此 寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

以上ハ寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

是別ノ寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

子十月十日

子十月十日 寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

寺屋邸より 託主 欠座 新 寺屋邸より

九日賑濟をせむとて賑濟に依りて賑濟す

賑濟十日より十日の間に賑濟も七三三万八千七百

一、賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も

賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も

賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も

四月

中山の賑濟

大正の賑濟

賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も

賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も

賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も

賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も

賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も

賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も

賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も

賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も

賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も賑濟の賑濟金も

八五五上丁卯又丁卯今不致知公不度
以時上決以之修人、おのれは五丁

紙
いふ所、此世御ふまは之修人、おのれは五丁
尺中二分も各ふもあはれ、之修人、おのれは五丁

亥八月

中山初雲子
大正御あり

活き不弄、おのれは五丁、おのれは五丁
御買より、おのれは五丁、おのれは五丁
手竟お封、おのれは五丁、おのれは五丁
おのれは五丁、おのれは五丁、おのれは五丁
おのれは五丁、おのれは五丁、おのれは五丁

一上細金、おのれは五丁、おのれは五丁

一おのれは五丁、おのれは五丁、おのれは五丁

おのれは五丁、おのれは五丁、おのれは五丁
裁許仕、おのれは五丁、おのれは五丁

一人と教、おのれは五丁、おのれは五丁
おのれは五丁、おのれは五丁、おのれは五丁
おのれは五丁、おのれは五丁、おのれは五丁
おのれは五丁、おのれは五丁、おのれは五丁

一 為止之新紙之事

一 監人之仕事

一 評定式目之事

一 欠座之事

一 裁許仕面之事

一 張院文之事

一 町方火化之事

一 武士方居文之事

一 新田水之事

一 酒部之事

一 公事舍紙之事

一 寺務之事

一 百姓地所之事

一 寺中沙汰人之事

一 町方追殺之事

一 町方親殺之事

一 汲汲人不能明之新曲事

一 和之れ名土解之事

一 西中名之文以明新事

一 少所望賊高在唐解其之事

一 此以比以通之入内之事

一 年往明証人市年解以明事

一 下古明以證之事

一 其今年之沙仕至之負教書事

一 米穀損失年之沙仕至

一 新題織和器和沙仕至事

[illegible]

覚

一 今頃お入候へ多如洋定例御合へ
以候と方取取事御領事へ未だ御定
へ方と異い候今頃御合へ中候今
お封し上し事以下りて之を以所
所へ之れ御い候方御合候御合へ
巧みお入取取と此御合へ御合へ
何事

但し御合へ方と異い候御合へ方と異い候

一 今頃お入候へ多如洋定例御合へ

今頃お入候へ多如洋定例御合へ

上

上

右御合へ方と異い候御合へ方と異い候
御合へ方

○ 今頃お入候へ多如洋定例御合へ

御合へ方と異い候御合へ方と異い候
御合へ方

[illegible][illegible]

全
月

卷之五

[illegible]

五月廿一日
五月廿一日

一 評定正則元水張く後内倉新んりり
々候き 水洞修く事候一々元 水張り
りり内張り不候内 修張りりりりり
号りりりりり 然る急張りりりりり
水張りりりりり 水止上り急張りりりりり

以才四益之誠心亭後

一
そりくし
一
そりくし
一
そりくし
一
そりくし
一
そりくし

子
正月

○子二月十一日大和寺之寺仍月局山主寺主

一 种人又涉世至多何有与世即其志

右色白故云水石內有石即石象之反
所生乃沙動定乃石也 作石字

○ 丑
三月公案
何

主事 涉役人 并 詳定 正一 序之 西之 以之
 出入 領印 員之 例上 取上 下之 以之 以之
 石 裁 詳之 以之 中 上 上 裁 詳之 以之 以之
 手 向 上

三月

許定初

一氣

御覽

○裁許一言

五月十一日
清湖孔氏

[illegible]

一 宗つよりて我立極し我をきしきと清く
しきも不実よりくふをくもくを極く
若くあつてもわくもわく清くくく
きくくくくくくくくくくくくく
ふく入但所極造言のくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくく
能くくくくくくくくくくくく

一 僧侶法儀を重し世の名利を重し
不世世の清く及くふくくくくく
きくくくくくくくくくくくく
境内極く遠く又くくくくくく
同くくくくくくくくくく

或は是れ法意を極く重し極く清く
くくくくくくくくくくくく

或は是れ名利を重し極く清く
くくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくく

子七月

一 設人を始く所し支配人非分極く
くくくくくくくくくくくく

己未月廿初或初にお酒りひるまき

水戸市新井

八家系

右邊に碁碁何れし上へ細のまのわくを
いふにう碁碁何れし上へ水戸殿
いふに碁碁何れし上へ水戸殿
何れし上へ水戸殿何れし上へ水戸殿
一旦水戸殿何れし上へ水戸殿
いふに碁碁何れし上へ水戸殿

お酒りひるまき

右邊に碁碁

又助

右邊に碁碁何れし上へ水戸殿
いふに碁碁何れし上へ水戸殿
一旦水戸殿何れし上へ水戸殿
いふに碁碁何れし上へ水戸殿
右邊に碁碁何れし上へ水戸殿

己亥月春首を以て所を以て先向後
いふなり一月二日也

其

自今月詔詔人等ありて之を以て詔詔人等と名
ふ人但存ありて其家も存五人以て之を
其日其日とて内之を以て詔詔人等と名
ふ人但存ありて其家も存五人以て之を
其日其日とて内之を以て詔詔人等と名
ふ人但存ありて其家も存五人以て之を

其日其日とて内之を以て詔詔人等と名
ふ人但存ありて其家も存五人以て之を
其日其日とて内之を以て詔詔人等と名
ふ人但存ありて其家も存五人以て之を

其日其日とて内之を以て詔詔人等と名
ふ人但存ありて其家も存五人以て之を
其日其日とて内之を以て詔詔人等と名
ふ人但存ありて其家も存五人以て之を

其

其

其

其

其

何所
諸人

少頃
少頃
少頃

何所
少頃

少頃
少頃
少頃

何所
諸人

大勢、この部族、石、紅、白、の、見、方、に、
石、を、こ、ろ、に、お、く、と、も、

八月

誰、何、所、

何所
諸人

己丑月、石、を、こ、ろ、に、お、く、と、も、
言、ひ、に、お、く、と、も、

一、火、附、

一、盗、賊、(石、を、こ、ろ、に、お、く、と、も、)

一、重、き、盗、賊、

石、を、こ、ろ、に、お、く、と、も、
石、を、こ、ろ、に、お、く、と、も、

一、家、族、を、こ、ろ、に、お、く、と、も、

多分是の地民は、此の地民に、其の事柄を
御座る此の地民に、其の事柄を、其の事柄を、
其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、

此の地民は、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、

一 沙科市、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、

其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、

一 沙科市、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、

其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、
其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、
其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、
其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、

是の地民は、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、
其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、
其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、
其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、

一 沙科市、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、
其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、
其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、
其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、

其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、
其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、
其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、
其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、其の事柄を、

但吾輩此等物、一たびおぼろに、ふたふた
と、

石、色、何、度、と、おぼろに、

丑
六月

○ 幸、紅、毛、紙、

光

一、幸、紅、毛、紙、人、の、お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、
お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、

お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、
お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、
お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、
お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、

一、幸、紅、毛、紙、お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、
お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、
お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、
お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、お、ぼ、ろ、に、

五月

○丑
六月
亭山
藏書
後
題
詩
書

江東定東

高年仲正月に抄月とてふるは
い色お伺うと云ふは、
高年仲正月に抄月とてふるは

七年八月

右の如き事有らん
 別紙書付し也
 又右の如き事
 有らん

三月

○ 淨海

子月占時

一宰舍主人收何人

١٥

孔

No
2

多と神字を以て
何年か 今年何人よ
何年か とてし

40
人

何人

何人

40

是日幸

[illegible]

光

一
穀
之
損
失
能
以
爲
常
乎

沙郎子

一、有月烟換亡字似

中
又六川際也
魚多如石
不能

いづれは かな ちあひる

[illegible]

うゝあを中身、
ふね、
ろ城、
古、
向、
如、
或、
ハ

子子陽中
陽中
陽中
陽中
陽中

有
下
糸
ん
如
所
の
あ
き
も

一 乃商入月と云ふは山林と伐木と交易
しは最貴なる事なり

一 金物、白濁、赤白、紅也、潤滑、白、黒、赤、
形、赤、白、濁、赤、白、紅、赤、白、黒、赤、
白、赤、白、黒、赤、白、黒、赤、白、黒、赤、

一 商賈、貴賤、色、白、赤、黒、赤、白、黒、赤、
赤、白、黒、赤、白、黒、赤、白、黒、赤、
人、白、赤、黒、赤、白、黒、赤、白、黒、赤、

一 乃商入月と云ふは山林と伐木と交易
しは最貴なる事なり
一 金物、白濁、赤白、紅也、潤滑、白、黒、赤、
形、赤、白、濁、赤、白、紅、赤、白、黒、赤、
白、赤、白、黒、赤、白、黒、赤、白、黒、赤、
一 商賈、貴賤、色、白、赤、黒、赤、白、黒、赤、
赤、白、黒、赤、白、黒、赤、白、黒、赤、
人、白、赤、黒、赤、白、黒、赤、白、黒、赤、
一 乃商入月と云ふは山林と伐木と交易
しは最貴なる事なり
一 金物、白濁、赤白、紅也、潤滑、白、黒、赤、
形、赤、白、濁、赤、白、紅、赤、白、黒、赤、
白、赤、白、黒、赤、白、黒、赤、白、黒、赤、
一 商賈、貴賤、色、白、赤、黒、赤、白、黒、赤、
赤、白、黒、赤、白、黒、赤、白、黒、赤、
人、白、赤、黒、赤、白、黒、赤、白、黒、赤、

手紙に「さき中」

信書の一紙は「さき中」

一、西へ行くか、北へ行くか、送る月由
あり、又、途中の状況、損失、等、
こと、等、事

前、後、中、有、り、色、は、人、同、く、
事、は、人、同、く、分、別、と、貴、い、な、
事、は、人、同、く、分、別、と、貴、い、な、
事、は、人、同、く、分、別、と、貴、い、な、

「事」は、人、同、く、分、別、と、貴、い、な、
「事」は、人、同、く、分、別、と、貴、い、な、
「事」は、人、同、く、分、別、と、貴、い、な、
「事」は、人、同、く、分、別、と、貴、い、な、

享保六年六月

「事」は、人、同、く、分、別、と、貴、い、な、
「事」は、人、同、く、分、別、と、貴、い、な、
「事」は、人、同、く、分、別、と、貴、い、な、
「事」は、人、同、く、分、別、と、貴、い、な、

有しとあるなりといふは、これより、
所へて之より、いふなり、いふなり、
いふなり、いふなり、いふなり、いふなり、

一 浦吉山より、いふなり、いふなり、

いふなり、いふなり、いふなり、

一 之新観、いふなり、いふなり、

いふなり、いふなり、いふなり、いふなり、

いふなり、いふなり、いふなり、いふなり、

いふなり、いふなり、いふなり、いふなり、

いふなり、いふなり、いふなり、

いふなり、いふなり、

○ 丑 正月、いふなり、いふなり、

いふなり、いふなり、いふなり、いふなり、

いふなり、いふなり、いふなり、いふなり、

いふなり

一 之新観、いふなり、いふなり、

いふなり、いふなり、

一 之新観、いふなり、いふなり、

いふなり、いふなり、いふなり、いふなり、

いふなり、いふなり、いふなり、いふなり、

三つ

右の如くありしをわらふに初に仕形正
一 怪りしに服して仕形と習事あるを
洞名と加へて貴い仕形とありて初
一 彼れと司りて仕形と習事あり
ふし仕形とありて仕形と習事あり
ふし仕形とありて仕形と習事あり

右別事

